

「DERMOVATE」が「欺瞞性」を理由に拒絶された事例 —— 厳格な商標審査における誤審とその救済 ——

2025年11月、国家知識産権局弁公室は「商標の使用管理の強化に関する通知」を公布し、社会全体に対して商標の合理的かつ適正な使用を指導し、商標に関する法令違反・不適切な使用行為に対する監督・取締りを継続的に強化するとともに、商標を通じて虚偽の説明や欺瞞的誤認を生じさせる行為を厳格に規制することを明確に打ち出した。この活動目標はその後、「2026年知的財産権行政保護活動計画」にも盛り込まれている。

出願段階においては、2023年に「悪意の商標登録を体系的に管理し質の高い発展を促進するための活動方案（2023-2025年）」が公布・実施されて以降、国家知識産権局は、明らかに欺瞞性を有する商標に対する取締りを一層強化し、商標出願を通じて虚偽表示や機能の誇大表示等により公衆を欺き誤認させる行為の防止と摘発に取り組んでいる。

データによると、2020年から2025年までの間に、国家知識産権局による商標法第10条第1項第7号（いわゆる「欺瞞性」条項）に関する審判決定が全審判決定に占める割合は、約5.6%からほぼ倍増して9.7%に達した一方で、審判での成功率（不服審判により拒絶査定が覆った割合）は約13.17%から7.13%へと低下した（データ出典：魔知輪）。

審査の厳格化が続いていることは、主管機関による欺瞞的標章に対する「ゼロ容認」の姿勢を反映している。しかしながら、厳格な法執行は悪意の商標出願を効果的に抑止する一方で、不可避免的に一部の「誤審」をも生じさせている。

万慧達知識産権が代理を務めたグラクソ・グループ（Glaxo Group Limited、以下「グラクソグループ」）の「DERMOVATE」商標に係る拒絶査定不服審判事件は、まさに典型的な代表事例である。同事件は近時、北京商標協会の「2025年度商標審判十大非訴訟典型事例」にも選出されている。

一、事案の概要

グラクソグループは、グラクソ・スミスクライン（GSK）の傘下にある。GSKは

科学主導のグローバルなバイオ医薬品企業であり、革新的な医薬品とワクチンの研究開発・製造に注力し、世界で最も歴史が古く、かつ最大規模の製薬会社の一つでもある。同社の「DERMOVATE」商標は、1980年代半ばに初めて出願・使用されて以降、主として炎症性皮膚疾患、皮膚刺激、かゆみ、発赤・腫脹等の治療用医薬製剤に用いられている。同製品は40年にわたり、世界63を超える国・地域において継続的に販売されてきた。

1988年という早い時期に、グラクソグループは中国において「DERMOVATE」商標を登録しており、その指定商品は第5類「皮膚疾患の治療及び/又は緩和用の薬剤」であった。それから35年後の2023年12月21日、同社は第5類の商品について改めて同商標の出願を行い、「医薬製剤；薬用成分含有のスキンケア製剤」等への保護範囲の拡大を図った。しかしながら、この保護範囲の拡張を目的とした通常の手続きが、思いがけず商標法第10条第1項第7号の禁止規定に抵触する結果となった。

国家知識産権局は拒絶査定において、当該標章に含まれる「DERM」は「真皮、皮膚」と訳され得るところ、これを指定商品に使用した場合、公衆に商品の機能、用途等の特徴について誤認を生じさせるおそれがあるため、商標として使用することはできないと認定した。

この拒絶理由に対し、グラクソグループは2024年4月12日に拒絶査定不服審判を請求した。その主張の骨子は以下のとおりである。

- 「DERM」は本願商標において独立して識別され得る構成要素ではなく、関連公衆が当該文字部分を単独で切り離して理解することはない。また、国家知識産権局も過去に「DERM」を含む類似の商標の登録を複数認めている。
- さらに、「DERMOVATE」は全体として特定の意味を有さず、本来的な識別力を有しており、商品の特徴を表示するものではない。公衆は日常の生活経験に基づいてこれに誤認を生じることはなく、また出願人にも公衆を誤導しようとする主観的意図も存在しない。
- 当該商標は、すでに中国において第5類の商品において長年にわたり登録されており、他の複数の法域においても登録が認められている。当該商標はグラクソグループによる長期間の使用を通じて、英語を母国語とする法域においてさえ、関連消費者が商品の品質、特徴又は出所について誤認した事例は

生じていない。それにもかかわらず、単に商標中に「DERM」の文字が含まれていることのみをもって、英語への習熟度がより限られている中国の消費者が誤導されるおそれがあると判断することは、合理的とはいえない。

そして、審判請求を裏付けるため、グラクソグループは主に以下の資料を提出した。

- 「DERMOVATE」の語義に関する辞書検索結果
- 「DERM」の文字を含む中国における他の商標登録例、及び国家知識産権局又は人民法印が拒絶査定を取消した類似事案の先例
- グラクソグループによる「DERMOVATE」商標の世界的な使用及び登録状況を証明する関連証拠

審理を経て、国家知識産権局は2025年4月10日、本願商標を指定商品に使用した場合に関連公衆が商品の機能、用途等の特性について誤認を生じるおそれがあると認める十分な理由は存在しないと判断し、商標法第10条第1項第7号の規定に違反しないとして、初歩的審定（初歩的な登録査定）を行った。

二、実務上の考察

本件において、国家知識産権局の審理では、「DERM」の存在を理由に画一的に拒絶を維持するという「一刀切」の対応を採らず、商標の全体的な識別性、中国において既に形成されていた安定的な登録実績と40年にわたる世界的な使用の歴史、そして関連公衆の実際の認識能力等の要素を総合的に考慮し、最終的に商業の実情と法の趣旨に合致した判断を下した。このことは、欺瞞的商標に対する「ゼロ容認」の立場を示しつつも、市場の実情を尊重する原則に基づき、実際の使用実績を有し客観的に誤認を生じさせるおそれのない商標に対してはより慎重な取扱いを行い、もって既存の市場秩序を維持する姿勢を採ったものといえる。

本件は、商標代理人及び商標出願人に対し、次の示唆を与えるものである。

第一に、商標の登録戦略は動的に調整されるべきであり、過去の登録実績に過度に依拠してはならない。たとえ同一の商標が過去に登録されていたとしても、改めて出願する場合や指定商品の範囲を拡大する場合には、現在の審査基準に照らして慎重に評価しなければならず、単に過去の登録実績があるからといって潜在的なリスクを軽視してはならない。審査基準は絶えず進化しており、過去における「安

全」が今日の「通行証」を意味するわけではない。

第二に、審判請求に際しては総合的な検討を行い、多角的な論証体系を構築する必要がある。拒絶理由の合理性、出願商標の実際の使用状況、潜在的な商業リスク等の多方面の要素を総合的に評価した上で、審判請求を決定した場合には、商標自体の意味、関連公衆の認識・習慣、出願商標の過去の登録及び長期的な使用状況、同種商標の登録事例、並びに先行する類例の審決又は判決等の多数の観点から論述を展開すべきである。論理が緻密で、論拠が十分な論証の連鎖を形成して初めて、説得力を効果的に高めることができる。

第三に、厳格な審査の下でも、救済の余地は依然として存在する。本件は、国家知識産権局が商標法の絶対的拒絶条項を厳格に適用する状況下であっても、審査機関は依然として個別事案の事実を照らして総合的な裁量を行うことを示している。実際の使用基盤を有し、客観的に誤認を生じさせるおそれのない商標については、法は救済への扉を閉ざしてはいない。商標代理人として、我々は依頼者に対し、現在の審査が厳格な姿勢をとっていることを冷静に認識させ、登録リスクを動的に評価する手助けをするとともに、法律により与えられた救済手段を適切に活用し、厳格な審査の中においても依頼者のために合理的な余地を確保し、法の適用と商業上の必要性との真のバランスを実現していかなければならない。

著者：孫瑞瑞・張慶馨

© 万慧达知的財産権 2026 年